

医療的ケアが必要な重症心身障害児を対象とする放課後等デイサービス事業所の利用について

杉並区では、医療的ケアが必要な重症心身障害児が生活の訓練を受けながら安心して過ごすことのできる放課後等の居場所を確保するため、開設助成等により重症心身障害児放課後等デイサービス事業所（以下、「重心事業所」という。）の開設を進めてきました。重心事業所の利用について、以下のとおり整理します。

1 区内重心事業所の受入れ要件

- ・ 杉並区民を優先的に受け入れること（杉並区民枠の確保）
- ・ 医療的ケアが必要な重症心身障害児を受け入れること（定期利用）
- ・ 医療的ケア児の受け入れに際し、必要な看護師の加配置を行うこと
- ・ 区内重心事業所との利用調整を行うこと

2 支給日数の目安

重心事業所を利用する場合の支給日数の目安は、以下のとおりです。

- ・ 小学1年生～2年生 週2日（月10日）
- ・ 小学3年生以上 週3日（月15日）
- ・ 学童クラブの利用児童 学年に関わらず、週2日（学童クラブと放課後等デイサービスを合わせた週の日数は週6日とします）

なお、保護者の就労等により学童要件を満たすが、学童クラブに入会ができず、重心事業所以外に保護者不在の間に過ごすことができる居場所の選択肢がない場合には、保護者の就労状況等に合わせ、支給認定会議での審査を経て目安を超えた日数を支給します。

3 重症心身障害児のスポット利用

区内重心事業所については、医療的ケア児の「定期利用」を基本としますが、医療的ケア児は体調不良、通院等による欠席が多く、事業所の日々定員に空きが生じることから、多くの子どもたちに定員枠を利用していただけるよう、杉並区民の重症心身障害児（医療的ケアの有無を問わず）について、スポット利用（事業所と契約・利用登録し、利用者が欠席した場合等のスポット利用）を認めることとします。

4 医療的ケアを要する児童の学童クラブの入会について

令和6年度より、医療的ケアを要する児童の入会申請を受けます。学童クラブ生活において医療的ケアが必要な場合には、事前に児童青少年課児童館運営係又はご希望の学童クラブにご相談ください。概要は、区HP掲載の『杉並区学童クラブ入会案内令和6年度入会版』をご覧ください。

【区内の重症心身障害児放課後等デイサービス事業所（重心事業所）】

	施設名	住所	電話番号
①	放課後等デイサービスくじら	和泉 3-22-15 グランヴェール和泉 101	03-6265-7993
②	八成れいんぼう	井草 1-40-16 はちなり苑 2階	03-6454-7718
③	エル放課後等デイサービス	方南 2-12-26 シルバーパレス方南町 106B	03-5913-8930
④	るりいろ	阿佐谷南 2-32-9 クエスト杉並 1階	03-5913-8569

【問合せ先】

〒166-8570 杉並区阿佐谷南1-15-1

杉並区保健福祉部障害者施策課 電話：03-3312-2111

支給決定、受給者証の発行について：認定・給付係 内線1169・1159

サービスの利用申請について：障害福祉サービス係 内線 1173・1174